

資 料 編

【条例・協定等】

- （条例・協定 1）利尻富士町防災会議条例
- （条例・協定 2）利尻富士町災害対策本部条例
- （条例・協定 3）応援協定一覧
- （条例・協定 4）北海道消防防災ヘリコプター応援協定
- （条例・協定 5）北海道及び市町村相互の応援に関する協定
- （条例・協定 6）北海道広域消防相互応援協定

【図表等】

- （図表 1）土石流危険渓流箇所一覧
- （図表 2）急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- （図表 3）雪崩危険箇所一覧
- （図表 4）崩壊土砂流出危険地区一覧
- （図表 5）山腹崩壊危険地区一覧
- （図表 6）高波・高潮等危険区域
- （図表 7）危険物所在一覧
- （図表 8）防災資機材保有状況（救助活動用機械器具）
- （図表 9）防災資機材保有状況（避難所用関連用品）
- （図表 10）指定避難所一覧（収容避難所）
- （図表 11）指定緊急避難場所一覧（土砂災害）
- （図表 12）避難経路一覧（津波）
- （図表 13）消防組織及び消防施設の現況
- （図表 14）水防区域一覧
- （図表 15）緊急通行車両確認証明書
- （図表 16）緊急通行車両標章
- （図表 17）ヘリコプター離着陸場所在地
- （図表 18）気象庁震度階級関連解説表
- （図表 19）被害状況判定基準

【様式】

- （様式 1）気象通報受理簿
- （様式 2）水防活動実施報告書
- （様式 3）避難所収容台帳
- （様式 4）避難所設置及び収容状況
- （様式 5）物資受払簿
- （様式 6）被災者救出状況記録簿
- （様式 7）世帯構成員別被害状況
- （様式 8）物資購入（配分）計画表
- （様式 9）物資の給与状況
- （様式 10）物資給与及び受領簿
- （様式 11）北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票
- （様式 12）救急患者の緊急搬送情報伝達票
- （様式 13）自衛隊災害派遣要請の依頼について
- （様式 14）自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について
- （様式 15）災害情報
- （様式 16）被害状況報告

【マニュアル等】

- 避難勧告等の判断・伝達マニュアル

【条例・協定等】

○利尻富士町防災会議条例

昭和37年12月25日条例第19号

改正

昭和48年6月19日条例第18号

利尻富士町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、利尻富士町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 利尻富士町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 利尻礼文消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 利尻礼文消防事務組合の消防団長のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は20人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月25日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

○利尻富士町災害対策本部条例

昭和37年12月25日条例第20号

改正

平成2年9月18日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、利尻富士町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月25日から施行する。

附 則(平成25年3月18日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

○応援協定一覧

	協定の名称	協定の締結先	締結年月日	協定内容
1	北海道消防防災ヘリコプター 応援協定	北海道知事	H8.6.5	・北海道消防防災ヘリコプターによる応援
2	災害時における北海道及び市 町村相互の応援に関する協定	北海道知事 北海道市長会 北海道町村会	H20.6.10	・災害時の相互応援
3	地域防災協定	郵便局株式会社 鴛泊郵便局	H20.6.1	・郵便業務に係る災害特別事務及び援護対策等
4	災害対応型自動販売機による 協働事業に関する協定	北海道コカ・コー ラボトリング株 式会社	H22.3.19	・電光掲示板による地域情報及び緊急時における自動販売機内在庫飲料の無償提供
5	北海道地方における災害時の 応援に関する申し合わせ	北海道開発局長	H22.5.31	・二次災害防止に資する応急措置対応
6	災害時におけるLPガス供給の 協力に関する協定	北海道エルピー ガス災害対策協 議会	H22.10.13	・災害時の応急・復旧（供給）活動
7	災害時協力協定	一般社団法人 北海道電気保安 協会	H25.7.4	・電気使用設備の安全点検・検査、災害復旧
8	利尻富士町所管公共土木施設 にかかる災害時の協力体制に 関する協定	利尻富士建設協 会	H21.4.1	・公共土木施設等の応急措置、資機材及び労力の確保
9	災害時の応援に関する協定	北海道財務局長 北海道知事 北海道市長会 北海道町村会	H26.3.28	・避難施設運営補助、罹災証明書受付発行等

○ 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、

発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達 也

札幌市長 他 72 団体

○災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道(以下「道」という。)及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態(以下「災害時等」という。)において、被災市町村(災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置(以下「応急措置等」という。))を十分に実施できない場合に、災害対策基本法(和36年法律第223号)第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第H2号)第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援(以下「応援」という。)を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等(避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。)の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあつた事項

(地域区分)

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

(道の役割)

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援の要請の区分)

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請
(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年 6月10日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会会長 新 宮 正 志

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

○ 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前 2 項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第 11 条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 7 月 25 日締結）

この協定は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書 7 2 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

平成 3 年 2 月 13 日

地域	構成市町村等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合、富良野広域連合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

【图 表】

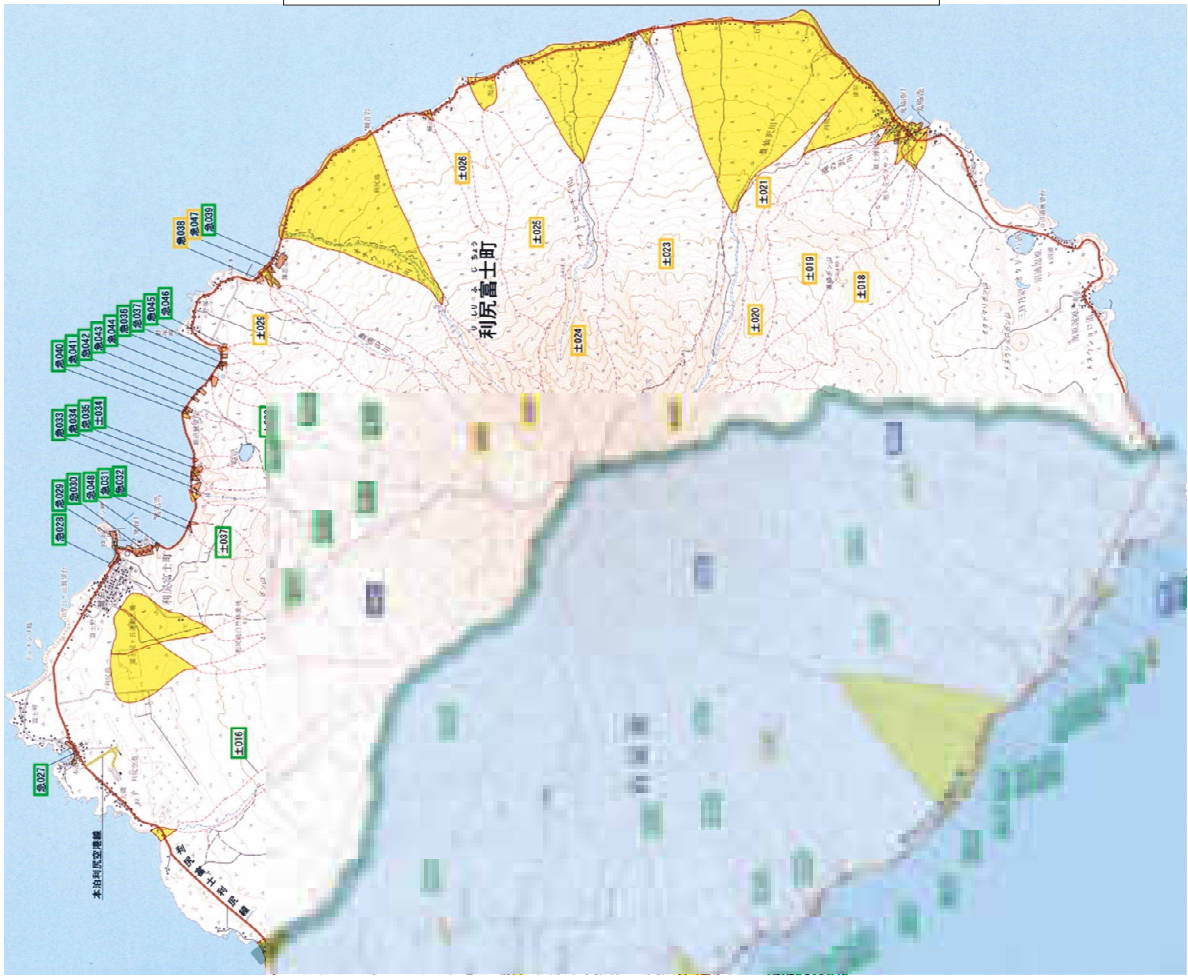
図表 1

■土石流危険渓流

土石流危険渓流は、土石流発生のおそれのある渓流で、人家(人家がない場合でも官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場合を含む。)や公共施設に被害の生じるおそれのある渓流をいいます。本町には24箇所あります。

番号	渓流番号	渓流名	砂防施設	その他
1	Ⅱ63-0040	トビウシナイ川		土017
2	I 63-0030	オビヤタンナイ沢川		土016
3	I 63-0010	水源沢川		土014
4	I 63-0020	沼の沢川		土015
5	I 63-0370	三ノ沢川		土037
6	I 63-0360	リヤウシナイ川	○	土036
7	I 63-0290	豊漁左の沢川		土029
8	I 63-0350	モトリヤウシナイ川		土035
9	Ⅱ63-0340	二の沢川		土034
10	Ⅱ63-0330	オモベツ川		土033
11	Ⅱ63-0320	芙蓉沢川		土032
12	I 63-0310	ドットマリ川	○	土031
13	Ⅱ63-0300	東ノドットマリ川		土030
14	I 63-0280	豊漁沢川		土028
15	I 63-0260	鯨泊無名川		土026
16	I 63-0270	オチウシナイ川	○	土027
17	I 63-0250	朝日川		土025
18	I 63-0240	アフトロマナイ川	○	土024
19	Ⅱ63-0230	オサツルナイ川		土023
20	I 63-0210	堺沢川	○	土021
21	I 63-0220	豊仙沢川		土022
22	I 63-0200	滝の沢川	○	土020
23	I 63-0190	涙沢川	○	土019
24	I 63-0180	二股沢川	○	土018

土石流危險溪流 (24 箇所)・急傾斜地崩壊危険箇所 (22 箇所) 位置図



図表 2

■急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は、斜面の傾斜が30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所をいいます。本町には22箇所あります。

番号	箇所番号	箇所名 1	箇所名 2	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	図番号
1	I-6-70-2405	利尻富士町本泊	岡田宅～佐藤宅	380	急027
2	I-6-71-2406	利尻富士町港町1	岸本宅～相馬宅	415	急028
3	I-6-72-2407	利尻富士町港町2	工藤宅～中田宅	310	急029
4	I-6-73-2408	利尻富士町港町3	加路宅～漁協施設	610	急030
5	I-6-135-2401	利尻富士町港町4	谷村宅	-	急048
6	I-6-74-2409	利尻富士町湾内1	旅館雪国	50	急031
7	I-6-75-2410	利尻富士町湾内2	旅館雪国	50	急032
8	I-6-76-2411	利尻富士町湾内3	佐々木宅～佐藤宅	80	急033
9	I-6-77-2412	利尻富士町湾内4	河越宅～安田宅	240	急034
10	I-6-78-2413	利尻富士町湾内5	山本宅～清水宅	90	急035
11	I-6-79-2414	利尻富士町湾内6	蠣崎宅	40	急036
12	I-6-80-2415	利尻富士町湾内7	榎木宅	40	急037
13	II-6-39-1764	利尻富士町湾内8	榎木宅～川端宅	20	急040
14	II-6-40-1765	利尻富士町湾内9	山本宅～森下宅	80	急041
15	II-6-41-1766	利尻富士町湾内10	安達宅	30	急042
16	II-6-42-1767	利尻富士町湾内11	蠣崎宅～安達宅	80	急043
17	II-6-43-1768	利尻富士町湾内12	安達宅～安達宅	150	急044
18	II-6-44-1769	利尻富士町湾内13	榎木宅～後藤宅	50	急045
19	II-6-45-1770	利尻富士町湾内14	住田宅	25	急046
20	I-6-81-2416	利尻富士町雄忠志内1	中畑宅～三上宅	166	急038
21	I-6-82-2417	利尻富士町雄忠志内2	松橋宅～高橋宅	400	急039
22	II-6-46-1771	利尻富士町雄忠志内3	葛西宅	115	急047

図表 3

■雪崩危険箇所

番号	箇所番号	箇所名
1	I-936	利尻富士町本泊
2	I-937	利尻富士町港町2
3	I-938	利尻富士町港町3
4	I-2470	利尻富士町湾内6
5	I-2471	利尻富士町湾内7
6	I-939	利尻富士町湾内1
7	I-940	利尻富士町湾内2
8	I-943	利尻富士町湾内5
9	I-2472	利尻富士町湾内8
10	I-2473	利尻富士町雄忠志内2
11	I-944	利尻富士町雄忠志内

雪崩危険箇所図







図表 4

■崩壊土砂流出危険地区

崩壊土砂流出地区は、山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂が土石流等となって流出し、災害が発生するおそれのある区域をいいます。本町には、20箇所あります。

番号	地区名	箇所名	面積(ha)	保全対象		
				人 家	公共施設	道 路
1	利尻富士町-崩-001	大磯	1.80	7		道
2	利尻富士町-崩-002	大磯	1.50	10		道
3	利尻富士町-崩-003	富士野	3.00	5		道
4	利尻富士町-崩-004	湾内	5.76	1		道
5	利尻富士町-崩-005	鯉泊	0.90	13		道
6	利尻富士町-崩-006	鯉泊	1.05	6		道
7	利尻富士町-崩-007	鯉泊	1.20	5		道
8	利尻富士町-崩-008	旭浜	0.90	12		道
9	利尻富士町-崩-009	旭浜	3.15	3		道
10	利尻富士町-崩-010	石崎	0.90	14		道
11	利尻富士町-崩-011	石崎	1.80	5		道
12	利尻富士町-崩-012	石崎	1.20	15		道
13	利尻富士町-崩-013	二石	0.90	5	1	道
14	利尻富士町-崩-014	二石	1.80	4		道
15	利尻富士町-崩-015	鬼脇	1.20	15	1	道
16	利尻富士町-崩-016	鬼脇	0.90	47		道
17	利尻富士町-崩-017	鬼脇	2.70	50		道
18	利尻富士町-崩-018	鬼脇	0.75			道
19	利尻富士町-崩-019	清川	2.40			道
20	利尻富士町-崩-020	鬼脇	0.90			道

図表 5

■山腹崩壊危険地区

山腹崩壊(落石による災害を含む)によって公共施設又は人家に直接被害を与えるおそれのある区域をいいます。本町には31箇所あります。

番号	地区名	箇所名	保全対象		
			人 家	公 共 施 設	道 路
1	利尻富士町-山-001	本泊	12		町
2	利尻富士町-山-002	本町	5	1	町
3	利尻富士町-山-003	本町	2		
4	利尻富士町-山-004	港町	3		町
5	利尻富士町-山-005	港町	4		道
6	利尻富士町-山-006	湾内	4		道
7	利尻富士町-山-007	湾内	4		道
8	利尻富士町-山-008	湾内	3		町
9	利尻富士町-山-009	湾内	4		道
10	利尻富士町-山-010	湾内			町
11	利尻富士町-山-011	野塚	3		道
12	利尻富士町-山-012	野塚	3		道
13	利尻富士町-山-013	雄忠志内	4		道
14	利尻富士町-山-014	石崎	5		道
15	利尻富士町-山-015	鬼脇	2		道
16	利尻富士町-山-016	港町	4		
17	利尻富士町-山-017	港町	4		道
18	利尻富士町-山-018	湾内	3		道
19	利尻富士町-山-019	鬼脇	2		道
20	利尻富士町-山-020	本町	1		町
21	利尻富士町-山-021	港町	3		道
22	利尻富士町-山-022	湾内	2		道
23	利尻富士町-山-023	雄忠志内	1		道
24	利尻富士町-山-024	鯨泊	3		道
25	利尻富士町-山-025	旭浜	2		道
26	利尻富士町-山-026	南浜	1		道
27	利尻富士町-山-027	野中	1		道
28	利尻富士町-山-028	港町	1		道
29	利尻富士町-山-029	港町			道
30	利尻富士町-山-030	大磯	4		道
31	利尻富士町-山-031	大磯	5		道



危険物の貯蔵及び取扱所等の所在一覧

区分	事業所名(施設名)	貯蔵・取扱区分	所在場所	取扱物件	数量	
危険物施設	利尻漁業協同組合(鴛泊本所)	屋外タンク貯蔵所	利尻富士町鴛泊字港町	重油	50,000ℓ	
		給油取扱所		ガソリン	15,000ℓ	
		給油取扱所		軽油	15,000ℓ	
		給油取扱所		灯油	600ℓ	
		移動タンク貯蔵所		灯・軽・重油	4,000ℓ	
		移動タンク貯蔵所		灯・軽・重油	4,000ℓ	
		移動タンク貯蔵所		灯・軽・重油	4,000ℓ	
		一般取扱所		重油	20,000ℓ	
		屋内貯蔵所		ジェット燃料	3,000ℓ	
		屋内貯蔵所		潤滑油	2,000ℓ	
	利尻漁業協同組合(鬼脇支所)	給油取扱所	利尻富士町鬼脇字鬼脇	ガソリン	9,000ℓ	
		移動タンク貯蔵所		灯・軽油	4,000ℓ	
		移動タンク貯蔵所		灯・軽油	3,400ℓ	
		地下タンク貯蔵所		軽油	30,000ℓ	
		地下タンク貯蔵所		灯油	10,000ℓ	
		一般取扱所		軽油	30,000ℓ	
		一般取扱所		灯油	10,000ℓ	
	利尻島灯油備蓄運営委員会	屋外タンク貯蔵所	利尻富士町鴛泊字港町	灯油	495,000ℓ	
		屋外タンク貯蔵所	利尻富士町鴛泊字港町	灯油	495,000ℓ	
		移動タンク貯蔵所	利尻富士町鴛泊字富士野	灯油	16,000ℓ	
		一般取扱所	利尻富士町鴛泊字港町	灯油	20,000ℓ	
	利尻富士町役場	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鴛泊字富士野	重油	10,000ℓ	
	利尻富士町温泉保養施設	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鴛泊字栄町	重油	10,000ℓ	
	利尻富士町特別養護老人ホーム	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鬼脇字鬼脇	重油	9,950ℓ	
	利尻富士町老人保健施設	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鬼脇字金崎	重油	13,000ℓ	
	利尻富士町総合保健福祉センター	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鴛泊字栄町	重油	3,000ℓ	
	利尻富士町総合交流促進施設 北のしーま	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鬼脇字鬼脇	重油	8,000ℓ	
	利尻富士町グループリビング施設	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鴛泊字栄町	重油	1,900ℓ	
	利尻富士町立鴛泊小学校	一般取扱所	利尻富士町鴛泊字本町	灯油	8,000ℓ	
	利尻富士町立鴛泊中学校	一般取扱所	利尻富士町鴛泊字栄町	灯油	10,000ℓ	
	利尻郡清掃施設組合 ゴミ焼却処理場	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鴛泊字大磯	重油	5,000ℓ	
	利尻郡学校給食組合	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鬼脇字清川	灯油	5,000ℓ	
	利尻空港	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鴛泊字本泊	灯油	5,000ℓ	
	利尻空港電源局舎(北海道)	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鴛泊字本泊	軽油	7,000ℓ	
	ライフショップふくおか	給油取扱所	利尻富士町鴛泊字栄町	ガソリン	13,000ℓ	
				軽油	7,000ℓ	
				灯油	600ℓ	
	ながもり観光(株)北国グランドホテル	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鴛泊字栄町	重油	10,000ℓ	
	ハマナス観光(株)	一般取扱所	利尻富士町鴛泊字港町	灯油	2,750ℓ	
	(株)中田組	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鬼脇字鬼脇	灯油	1,890ℓ	
	(株)利尻生コン	屋外タンク貯蔵所	利尻富士町鬼脇字清川	重油	20,000ℓ	
		一般取扱所		重油	3,880ℓ	
	(有)長岡商店	移動タンク貯蔵所	利尻富士町鴛泊字港町	灯油	3,000ℓ	
		移動タンク貯蔵所		灯油	3,000ℓ	
	藤井石油店	給油取扱所	利尻富士町鬼脇字鬼脇	ガソリン	9,600ℓ	
				軽油	6,700ℓ	
				灯油	2,900ℓ	
液化石油ガス(LPガス)	利尻漁業協同組合	貯蔵施設(ホクタン)	利尻富士町鴛泊字富士野	LPガス	1,000kg	
	ライフショップふくおか					
	(株)恵菱設備 利尻富士支店					500kg
	利尻郡学校給食組合					500kg
	総合交流促進施設 北のしーま					500kg
	特別養護老人ホーム 秀峰園					500kg
	利尻島老人保健施設					600kg
	北国グランドホテル					900kg
	ホテルあや瀬					400kg
	ホテル雲丹御殿					400kg
	利尻自工(株)					500kg
	米谷水産(株)					400kg
	(株)北洋食産					600kg
	味彩 川一					300kg

(※)は消防法第9条の3による貯蔵あるいは取扱いの届出があったもの

指定避難所（収容避難場所）

図表 10

○地震・津波時の指定避難所

災害の種類
設定根拠等

地震・津波

- ①災害対策基本法第49条の7及び第49条の8による
- ②施設規模条件・構造条件・立地条件・交通条件等を勘案
- ③立地条件が安全区域内（バッファゾーン外＝標高約16m以上）である場所。

	地区	指定避難所	電話番号	建築年度	規模（面積）	構造	標高	海岸からの距離	収容可能人員
1	鴛泊	鴛泊小学校	82-1094	H10	屋体 893㎡ 多目的 234㎡	RC2階	29m	350m	680人（1,350人）
2		鴛泊中学校	82-1092	H1	屋体 953㎡ マルチスペース243㎡	RC2階	24m	450m	720人（1,430人）
3		総合交流促進施設「りぶら」	82-2533	H22	全室1192㎡	RC一部2階	22m	300m	720人（1,430人）
4	鬼脇	鯉泊自治会館	83-1011	H17	集会スペース100㎡	木造平屋	24m	150m	60人（120人）
5		北のシーマ	83-1180	H8	地域食料提供室・体験学習室496.74㎡	RC平屋	16m	200m	300人（600人）
6		鬼脇支所	83-1001	H21	会議室52.8㎡	RC平屋	16m	200m	30人（60人）
7		野中自治会館	—	H10	集会スペース80㎡	木造平屋	23m	150m	40人（80人）

○土砂災害時の指定避難所

災害の種類
設定根拠等

崖崩れ、土石流及び地滑り

- ①災害対策基本法第49条の7及び第49条の8による
- ②施設規模条件・構造条件・立地条件・交通条件等を勘案

	地区	指定避難所	電話番号	建築年度	規模（面積）	構造	標高	海岸からの距離	収容可能人員
1	鴛泊	鴛泊小学校	82-1094	H10	屋体 893㎡ 多目的 234㎡	RC2階	29m	350m	680人（1,350人）
2		鴛泊中学校	82-1092	H1	屋体 953㎡ マルチスペース243㎡	RC2階	24m	450m	720人（1,430人）
3		総合交流促進施設「りぶら」	82-2533	H22	全室1192㎡	RC一部2階	22m	300m	720人（1,430人）
4	鬼脇	鯉泊自治会館	83-1011	H17	集会スペース100㎡	木造平屋	24m	150m	60人（120人）
5		北のシーマ	83-1180	H8	地域食料提供室・体験学習室496.74㎡	RC平屋	16m	200m	300人（600人）
6		利尻小学校	83-1003	S50	屋体 747㎡	RC2階	27m	450m	450人（900人）
7		野中自治会館	—	H10	集会スペース80㎡	木造平屋	23m	150m	40人（80人）

指定緊急避難場所（一時避難場所）

○地震・津波時の指定緊急避難場所

災害の種類
設定根拠等

地震及び津波

- ①災害対策基本法第49条の4から6及び第49条の8による
- ②立地条件が安全区域内（バッファゾーン外＝標高約16m以上）である場所。
- ③発災時緊急的に避難することが出来るよう確実に開放できる場所。
- ④構造については、昭和56年以降「新耐震基準」に適合する施設

地区名	指定緊急避難場所	建築年度	施錠状況（鍵）	構造	規模（面積）	収容可能人員
1	本泊 利尻空港駐車場	—	夜間施錠（鍵有り）	—	500㎡	300人
2	本泊 利尻空港ターミナルビル	H10	夜間施錠（鍵有り）	RC2階	200㎡	120人
3	本泊 旧本泊小学校・グラウンド	H5	平時施錠（鍵有り）	RC平屋	300㎡	180人

指定緊急避難場所（土石流14箇所）

図表 11

○土砂災害時の指定緊急避難場所

災害の種類
設定根拠等

崖崩れ、土石流及び地滑り

①災害対策基本法第49条の4から6及び第49条の8による

②立地条件が安全区域内である場所。

③発災時緊急的に避難することが出来るよう確実に開放できる場所。

	対象地区名	指定緊急避難場所	電話番号	危険箇所数 警戒区域数	施錠 状況
1	大磯	大磯自治会館	82-1995	危険溪流： 2 河川	平時施錠
2	本泊・富士岬	本泊自治会館	82-1339	急傾斜地： 1 箇所	平時施錠
3	栄町・本町 港町・湾内	総合交流促進施設「りぷら」	82-2533	警戒区域： 1 河川 危険溪流： 9 河川 急傾斜地： 1 8 箇所	平時開放
4		駕泊小学校	82-1094		平時開放
5		駕泊中学校	82-1092		平時開放
6	(湾内) 野塚・雄忠志内	野塚自治会館	—	危険溪流： 3 河川 急傾斜地： 3 箇所	平時施錠
7	鯨泊	鯨泊自治会館	83-1011	危険溪流： 1 河川	常時開放
8	旭浜・石崎 二石	旭浜自治会館	83-1565	危険溪流： 3 河川	常時開放
9	(二石) 清川・鬼脇	北のシーマ	83-1180	危険溪流： 5 河川	平時開放
10		利尻小学校	83-1003		平時開放
11	金崎	金崎自治会館	—	なし	平時施錠
12	沼浦	沼浦自治会館	—	なし	常時開放
13	南浜	南浜自治会館	83-1845	なし	常時開放
14	野中	野中自治会館	—	なし	平時施錠
	合計	14 箇所		警戒区域： 1 河川 危険溪流： 23 河川 急傾斜地： 22 箇所	

避難経路（津波 47箇所）

図表 12

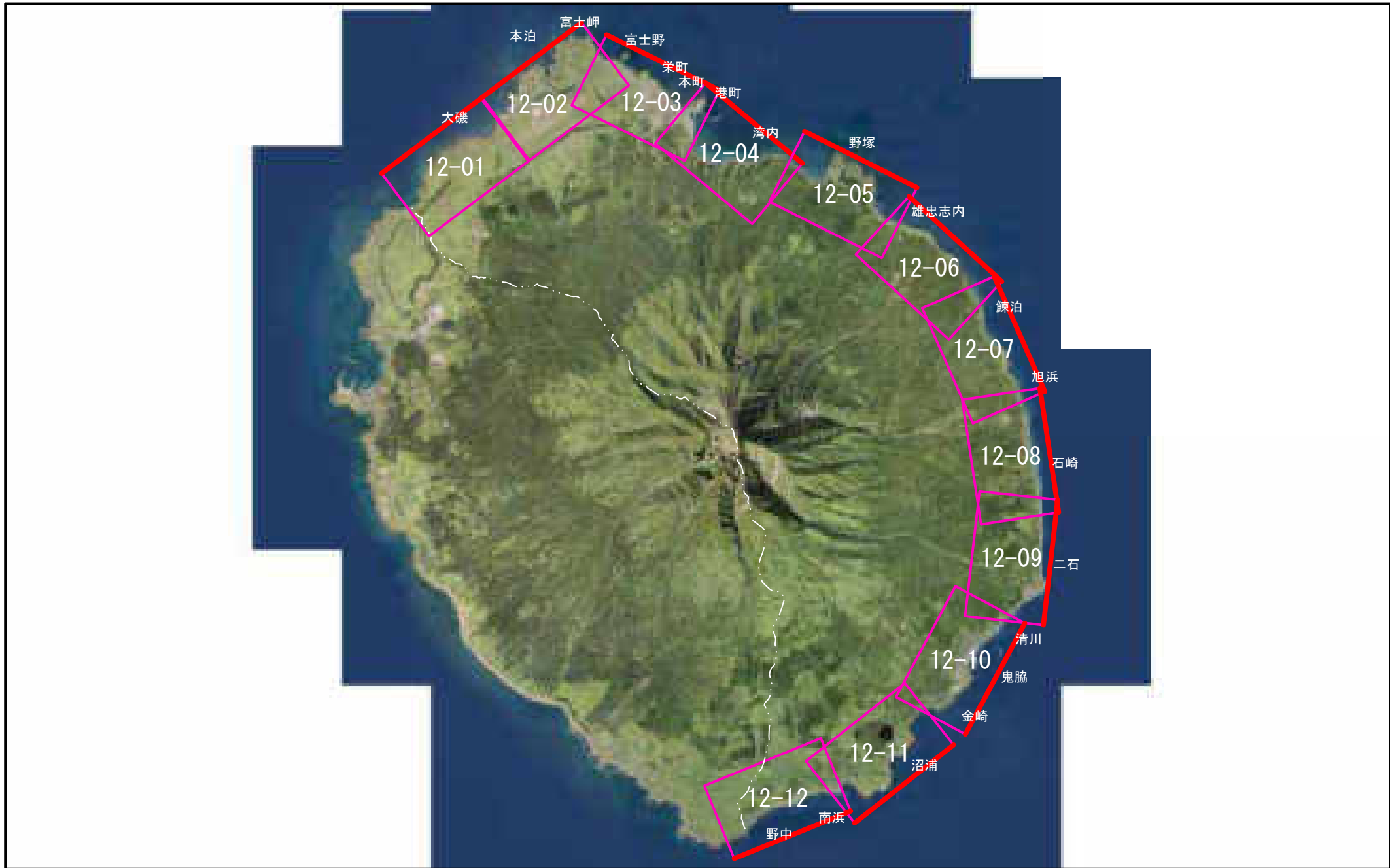
災害の種類 津波

- 設定根拠 ①H24自治会意見交換会意見
 ②第1波到達予測時間を考慮したきめ細かな避難経路設定
 ③バッファゾーン（標高約16m）以上の標高が確保できる避難経路
 ④現況避難経路として通行が可能な経路

	地区名	避難経路名	第1波到達 予測時間	標高	表示/設置年度	その他
1	大磯	ポロフンベー橋宅横から道道へ	0分	○	経路	
2		ポロフンベ町道（道道へ）		○	経路	ポロフンベ線
3		工藤宅付近から空港（場周柵）までの道		○	経路	
4		荒木宅付近から空港（場周柵）までの道		○	経路	大磯9号線
5		自治会館横神社から空港へ抜ける道		○	経路	(※1)
6	本泊	空港線	0分	○	経路	本泊漁港支線
7		前田設備付近		○	経路	
8		運上屋階段		○	経路	
9		吉田宅付近		○	経路	
10	齋藤宅横町道	小学校線から神社を抜けて空港へ (利尻空港線)	○	経路		
11	栄町	北谷内商店前から山側へ	9分	○	地区	鴛泊市街5号線
12		榎雨森組横から山側へ		○		鴛泊市街4号線
13		北峰社横から山側へ		○	鴛泊市街3号線	
14		旧商工会横から山側へ		○	鴛泊市街2号線	
15	飛島宅横から山側へ	○	地区	鴛泊中学校線 鴛泊小学校線		
16	本町	稚内信金横から小学校へ	9分	○		
17	港町	ペン岬へ	9分	○	経路	
18	湾内	佐藤宅上部	9分	○	経路	H26 湾内1号線
19		清水宅上部		○	経路	H26 湾内2号線
20		姫沼展望台へ		○	経路	H26 姫沼線
21		発電所階段		○	経路	H26
22	野塚	野塚山手線へ	9分	○	—	
23		野塚森林線（兵庫宅横）から野塚山手線へ		○	経路	野塚森林線
24	雄忠志内	豊漁沢川の道路	9分	○	経路	雄忠志内1号線
25		大空沢川の道路		○	経路	雄忠志内大空沢線
26		雄忠志内神社方向へ		○	経路	雄忠志内5号線
27	鯨泊	鯨泊神社方向へ	15分	○	経路	鯨泊2号線
28		三木宅前から山側（通称竹の子道路）へ		○	経路	
29		自治会館からランドへ		○	経路	鯨泊8号線
30	鯨泊・旭浜	鯨泊墓地への道路		○	経路	鯨泊9号線
31	旭浜	旭浜自治会館横からふ化場導水管敷	15分	○	経路	
32	石崎	アフトロマナイ作業道	15分	○	経路	
33		旧石崎小学校入口からランドへ		○	経路	石崎2号線
34		石崎神社方向へ		○	経路	H26 石崎森林線
35	共同寺から山側へ	○	経路	石崎3号線		
36	二石	熊谷宅横から山側へ	15分	○	経路	H26 二石森林線
37	清川	給食センターの上部までの道	11分	○	経路	
38	鬼脇	秀峰園・老健方面へ	11分	○	地区	道道経由
39		利尻小学校方面、鬼脇・ヤムナイ沢線へ		○		
40		鬼脇・石山線へ		○		
41	金崎	佐藤宅前から道道へ	11分	○	経路	金崎2号線
42		神宅前から道道へ		○	経路	金崎4号線
43	沼浦	沼浦キャンプ場へ	7分	○	経路	道道経由
44	南浜	南浜神社方面へ	7分	○	経路	道道経由
45		旧南浜小学校（道道入口）から林道へ		○	経路	
46	野中	道道を自治会館方面へ	7分	○	経路	道道経由
47		道道を高橋組作業ヤード方面へ		○	経路	道道経由
47箇所					40	

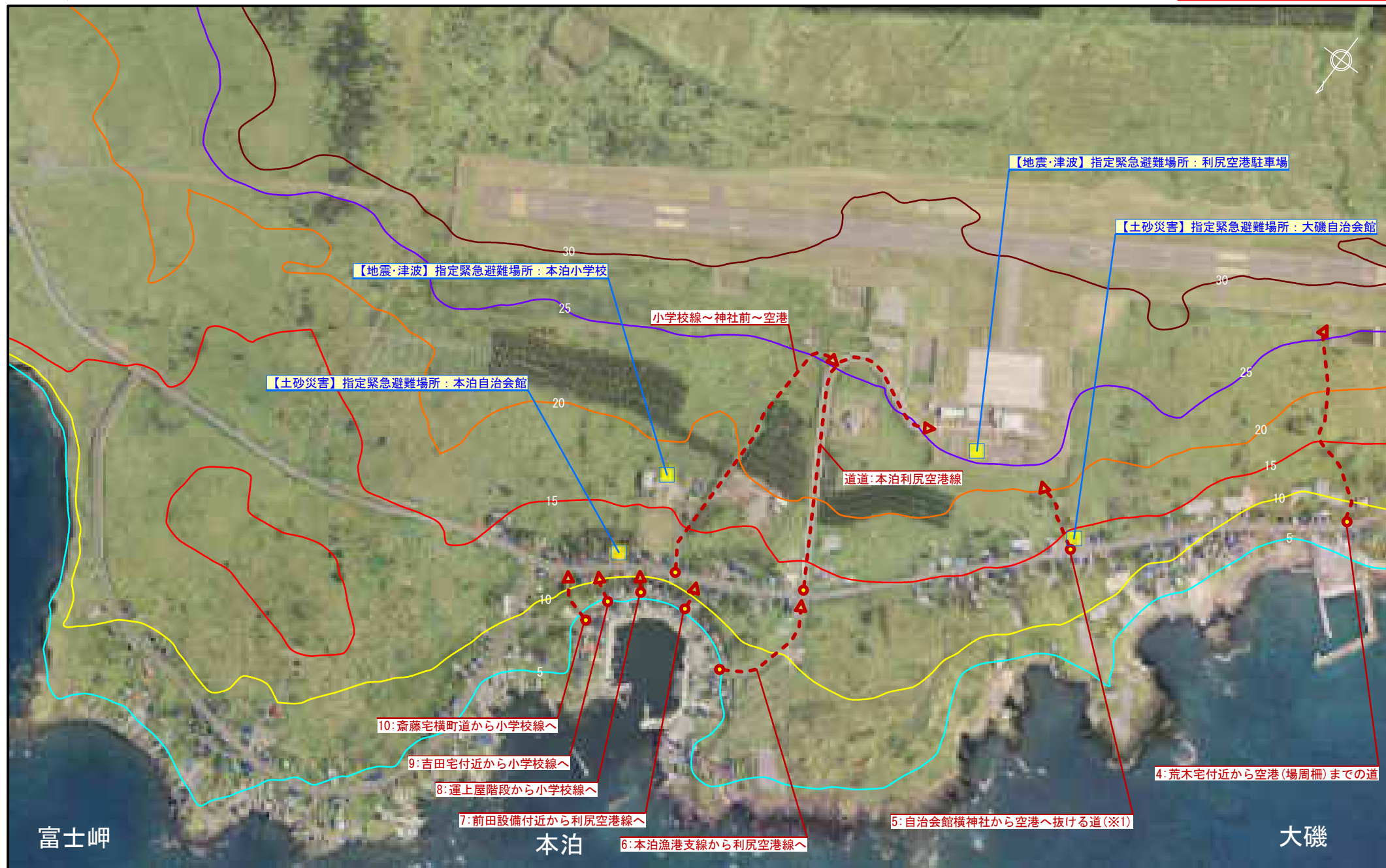
■第1波到達予測時間は平成25年3月日本海沿岸の津波浸水想定点検・見直し報告書による

(※1) 利尻空港管理者である北海道との協議が整い門扉を設置するまでの間、「空港へ抜ける道」を「空港（場周柵）までの道」とする

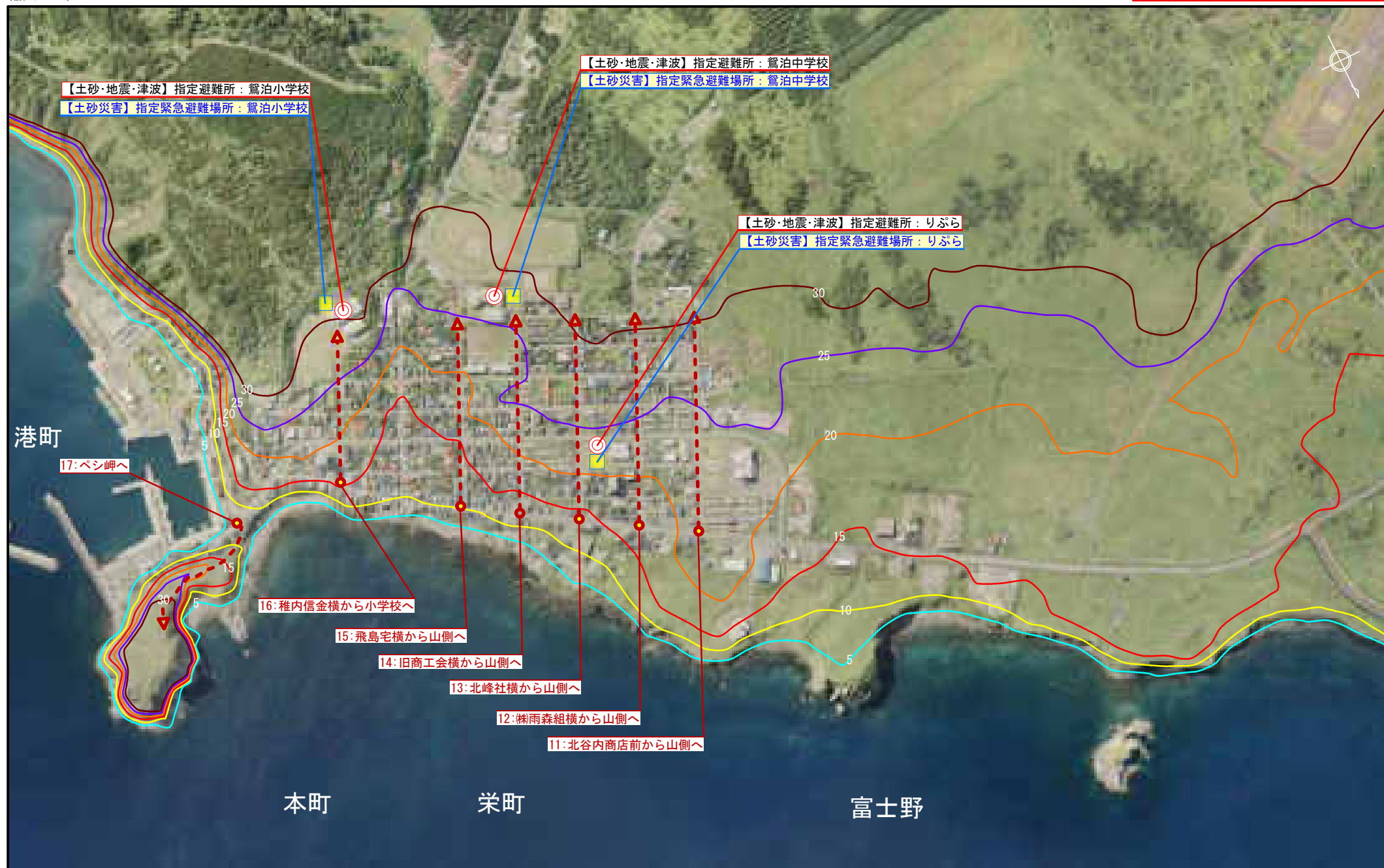




大磯



(※1) 利尻空港管理者である北海道との協議が整い門扉を設置するまでの間、「空港へ抜ける道」を「空港(場周柵)までの道」とする。









鯨泊

雄忠志内

27: 鯨泊神社方向へ

26: 雄忠志内神社方向へ

25: 大空沢川の道路



【土砂災害】指定緊急避難場所：旭浜自治会館

【土砂・地震・津波】指定避難所：鯉泊自治会館

【土砂災害】指定緊急避難場所：鯉泊自治会館

31: 旭浜自治会館横から山側へ

30: 鯉泊墓地への道路

29: 自治会館からグラウンドへ

28: 三木宅前から山側(通称竹の子道路)へ

27: 鯉泊神社方向へ

旭浜

鯉泊









【土砂災害】指定緊急避難場所：南浜自治会館

【土砂災害】指定緊急避難場所：沼浦自治会館

45:旧南浜小学校(道道入口)から林道へ

44:南浜神社方面へ

43:沼浦キャンプ場へ

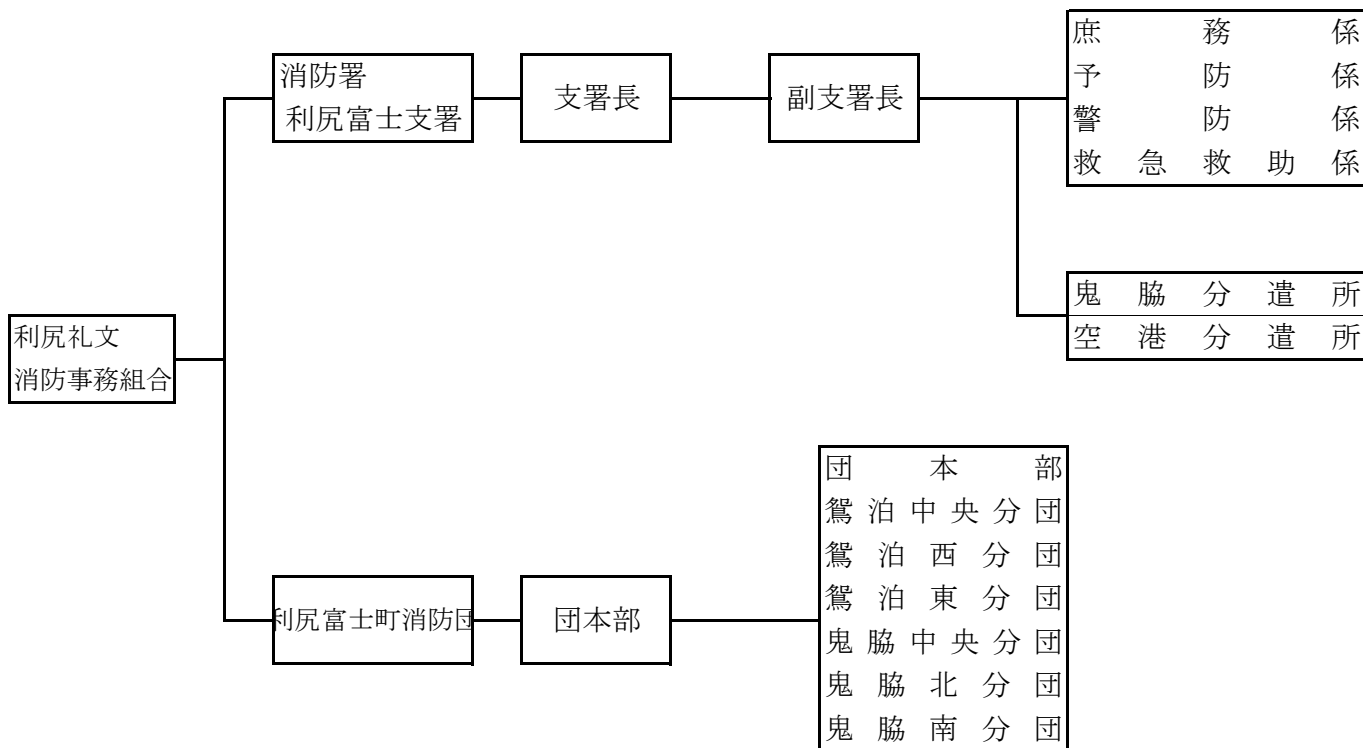
南浜

沼浦



消防組織及び消防施設の現況

1. 消防機構



2 消防団員の配置状況

(平成26年4月現在)
(定数133名)

階級 名称	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	2						3
鴛泊中央分団			1	3	6	8	27	45
鴛泊西分団			1	2	3	3	9	18
鴛泊東分団			1	2	2	4	5	14
鬼脇中央分団			1	3	4	4	15	27
鬼脇北分団			1	2	2	1	4	10
鬼脇南分団			1	1	1	1	3	7
合計	1	2	6	13	18	21	63	124

3 消防車両等の現況

車両等 所属	消防車両				消防無線		
	呼び出し名称	種別	登録番号	備考	基地局	固定局	移動局
利尻富士支署	りしりふじ6	車載	旭川88た1540	水槽付ポンプ自動車			○
	りしりふじ5	車載	旭川800は1396	水槽付ポンプ自動車			○
	りしりふじ10	車載	旭川88せ3285	ポンプ自動車			○
	りしりふじ7	車載	旭川88た362	小型動力ポンプ付水槽車			○
	りしりふじ20	車載	旭川830そ20	高規格救急車			○
	りしりふじ1	車載	旭川832め119	指令車			○
	りしりふじ2	車載	旭川830さ119	指揮広報車			○
	りしりふじ15	車載	旭川88そ1997	作業車			○
	りしりふじ16	車載	旭川00る6998	ホイローター			○
	りしりふじ101	携帯		携帯無線機			○
	りしりふじ102	携帯		携帯無線機			○
	りしりふじ103	携帯		携帯無線機			○
	りしりふじ105	携帯		携帯無線機			○
	りしりふじ106	携帯		携帯無線機			○
	りしりふじ107	携帯		携帯無線機			○
	りしりふじ108	携帯		携帯無線機			○
りしりふじしょうぼう			利尻富士支署サイレン装置 サイレン親制御器	○			
			港町サイレン装置		○		
			栄町サイレン装置(りふら)		○		
鬼脇分遣所	おにわき6	車載	旭川800は528	水槽付ポンプ自動車			○
	おにわき10	車載	旭川88そ2860	ポンプ自動車			○
	おにわき1	車載	旭川801ゆ1	指令車			○
			旭川483あ1780	軽作業車			
			利尻富士町と53	ホイローター			
	おにわき101	携帯		携帯無線機			○
	おにわき104	携帯		携帯無線機			○
	おにわきしょうぼう			鬼脇分遣所サイレン装置 サイレン親制御器	○		
			鬼脇サイレン装置(資料館前)		○		
西分団	本泊1積載車		旭川88そ4756	小型動力ポンプ付積載車			
	本泊2積載車		旭川800さ3693	小型動力ポンプ付積載車			
東分団	野塚積載車		旭川88そ5523	小型動力ポンプ付積載車			
	雄忠志内積載車		旭川800さ4784	小型動力ポンプ付積載車			
南分団	野中積載車		旭川88そ3455	小型動力ポンプ付積載車			
北分団	石崎積載車		旭川800さ6719	小型動力ポンプ付積載車			
	旭浜積載車		旭川800さ750	小型動力ポンプ付積載車			

4. 水利施設

(平成26年4月現在)

	消火栓		防火水槽		合計
	公設	その他	40m ³ ~60m ³	40m ³ 未満	
鴛泊地区	3	16	33	0	36
鬼脇地区		17	26	0	26
合計	3	33	59	0	62

5 救助活動のための機械器具等の保有状況

※第4章第3節「防災資機材保有状況」(図表8)の詳細

【一般救助用器具】

品名	数量	内訳
かぎ付き梯子	3	鴛泊タンク6 1基 鴛泊タンク5 1基 鬼脇タンク6 1基
三連梯子	3	鴛泊タンク6 1基 鴛泊タンク5 1基 鬼脇タンク6 1基
二連梯子	4	鴛泊タンク6 1基 鴛泊ポンプ10 1基 鬼脇タンク6 1基 鬼脇ポンプ10 1期
サバイバースリング 又は 救助用縛帯	2	要救縛帯2個
ハーネス	8	鴛泊タンク6 4個 鴛泊タンク5 4個

【重量物排除用器具】

品名	数量	内訳
油圧ジャッキ	1	鴛泊タンク6 1台 (ルーカス社)
可搬ウインチ	1	チルホール鴛泊タンク6 1個
マット型空気ジャッキ	1	鴛泊タンク6 1式
大型油圧スプレッダー	1	鴛泊タンク6 1式 (ルーカス社)

【切断用器具】

品名	数量	内訳
エンジンカッター	3	鴛泊タンク5 1台(スチール社) 鬼脇タンク6 1台(スチール社)
チェーンソー	3	鴛泊タンク5 1台(シンダイワ社) 鴛泊タンク6 1台(クイックベント社) 鬼脇タンク6 1台(クイックベント社)
鉄線カッター	1	支署
空気鋸	1	エアソー
大型油圧切断機	1	鴛泊タンク6 1式(ルーカス社)

【破壊用器具】

品名	数量	内訳
万能斧	1	救急車
ハンマー	1	支署
携帯用コンクリート破壊器具	1	ストライカー1式 支署

【測定用器具】

品名	数量	内訳
有毒ガス測定器	1	北川式検知器(現調セット内)

【呼吸保護用器具】

品名	数量	内訳
空気呼吸器	23	鴛泊タンク6、5、水槽車、鬼脇タンク 各4基 支署 7基

【隊員保護用器具】

品名	数量	内訳
耐電手袋	3	救急車

【水難救助器具】

品名	数量	内訳
救命胴衣	7	鴛泊タンク5 5着 鬼脇 2着
救命浮環	1	救急車

【山岳救助用器具】

品名	数量	内訳
バスケット型担架	1	鴛泊タンク5

【その他の救助用器具】

品名	数量	内訳
投光器	4	鴛泊タンク6 1台 鴛泊タンク5 1台 水槽車 1台 鬼脇タンク 1台
携帯用投光器	6	鴛泊タンク6 3台 鴛泊タンク5 1台 鬼脇タンク 1台 支署1台
携帯用拡声器	4	鴛泊タンク6 1台 鬼脇タンク 1台 支署2台
携帯用無線	8	鴛泊 6台 鬼脇 2台
発電機	5	鴛泊 4台 鬼脇 1台
都市型救助資器材	2	ヨーロッパン 1式 アメリカン 1式

図表 14

■水防区域一覧

水防区域は土石流危険渓流とし、水防上緊急に必要な場所に警戒区域を設定し、関係者以外の区域立ち入りの禁止及び制限をし、または区域から退去を命ずることができるものとする。

番 号	溪 流 名	砂 防 施 設	出 動 消 防 団
1	トビウシナイ川		利尻富士町消防団
2	オビヤタンナイ沢川		〃
3	水源沢川		〃
4	沼の沢川		〃
5	三ノ沢川		〃
6	リヤウシナイ川	○	〃
7	豊漁左の沢川		〃
8	モトリヤウシナイ川		〃
9	二の沢川		〃
10	オモベツ川		〃
11	芙蓉沢川		〃
12	ドットマリ川	○	〃
13	東ノドットマリ川		〃
14	豊漁沢川		〃
15	鯉泊無名川		〃
16	オチウシナイ川	○	〃
17	朝日川		〃
18	アフロマナイ川	○	〃
19	オサツルナイ川		〃
20	堺沢川	○	〃
21	豊仙沢川		〃
22	滝の沢川	○	〃
23	涙沢川	○	〃
24	二股沢川	○	〃

図表 15

○緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟	
番号票に表示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車 両にあつては、輸送 人員又は品名)			
使用者	住 所		
	氏 名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路	出 発 地	目的地	
備 考			

※本紙は、日本工業規格 A5 とする。

図表 16

○緊急通行車両標章



- ① 色彩は、記号は黄色、線および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を囲む部分は白色、残は銀色とする。
- ② 記号の部分に、表面の網目が光の反射角度に応じて変化する機能を施すものとする。
- ③ 図中の長さの単位はセンチメートルとする。

○ヘリコプター離着陸場所在地

名称	所在地	管理者	座標	
利尻空港	利尻富士町鴛泊字本泊 1143 番地	利尻空港管理事務所	北緯 45 度 14 分 36 秒	東経 141 度 11 分 3 秒
鴛泊小学校 グラウンド	利尻富士町鴛泊字本町 90 番地	利尻富士町教育委員会	北緯 45 度 14 分 32 秒	東経 141 度 13 分 23 秒
鯉泊パーク ゴルフ場	利尻富士町鬼脇字鯉泊 419 番地	利尻富士町	北緯 45 度 11 分 53 秒	東経 141 度 18 分 39 秒
鬼脇中学校 グラウンド	利尻富士町鬼脇字清川 177-1 番地	利尻富士町教育委員会	北緯 45 度 8 分 22 秒	東経 141 度 18 分 42 秒

※北海道防災消防ヘリコプター指定離着陸場（H9.8.20）

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

○被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 他の市町村のものが利尻富士町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、利尻富士町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(2) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
② 住家被害	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農業被害	農地	<p>農地被害は、耕土の流出、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害 その他	<p>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p> <p>上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない) 草地畜産物等をいう。</p>
⑤ 土木被害	河川	<p>河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること</p>
	海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防設備	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑤ 土木被害	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道路 橋梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p> <p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額とする。

⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

【様 式】

○ 気象通報受理簿（兼送信票）

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	課長補佐	係員	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・IP 告知連絡 その他（ ）	
発信者				受信者		
予警報の 種 類				発表時刻		時 分 発表機関
受 理 事 項						
処 理 方 法						

水防活動実施報告書

(市町村名) 自 年 日 至 年 日

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	使用資材費			
			円	円	円	団体数	主要資材 円	その他資材 円	計 円
道(都府県)分 前回迄		人	円	円	円		円	円	円
月分	()								
月分	()								
月分	()								
月分	()								
月分	()								
小計									
累計									
水防管理団体分 前回迄									
月分	()								
月分	()								
月分	()								
月分	()								
月分	()								
小計									
累計									

- (作成要領)
- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
 - 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
 - 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
 - 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
 - 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

○避難所収容台帳

管理者 認印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計	(日間)					

- 注) 1. 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事」欄に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

○避難所設置及び収容状況

避難所の 名称	所在地	種別	開設期間 月 日から 月 日まで	実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
計		既存建物					
		野外仮設					

注) 1. 「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合算しておくこと。

○物資受払簿

救助種目別物資受払簿

救助書目別	
品名	

利尻富士町

品目		単位			
年月日	摘要	受	払	残	備考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の及びそれぞれの金額を記入すること。

○被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

年月日	救出人員	救出用機械器具							燃料費	実支出額	備考
		名称	借上費			修繕費					
			数量	所有者 (管理者)名	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の摘要			
	人				円			円	円		
計											

注) 1. 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。

2. 借上費については、有償、無償問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入

○物資購入(配分)計画表

物資購入(配分)計画表

平成 年 月 日 時現在

品目	世帯				人世帯				人世帯				人世帯				人世帯				備考					
	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数		金額				
																							円	円	円	円
計																										

- 注) 1. 本表は、全壊(焼)、流出世帯分と半壊(焼)、床上(下)浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○物資の給与状況

物資の給与状況

平成 年 月 日 時現在

住家被害程度 区分	世帯主 氏名	基礎となった世帯 構成人員 (人)	給与月日 (月 日)					実支 出額 (円)	備考
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

⑩

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

様式第2号(第8条関係)

第 号
平成 年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長 印,

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時									
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況 ・措置状況									
その他参考 となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要 請 年 月 日	平 成 年 月 日	時 分
1 要請市町村名 利尻富士町	電話 (0163-82-1112) FAX (0163-82-1253)	
担当者 課名 総務課企画調整係	職名	氏名
2 依頼病院名		
所在地 利尻郡利尻富士町		
担当者 (医師名)	医師	氏名
3 受入れ医療機関名		
所在地		
電 話		
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無		
4 患者氏名	生年月日	年 月 日生 歳 男・女
	体重	kg 職業
住 所	利尻郡利尻富士町	
病 名		
経過		
5 付添搭乗者 (医師、看護婦の所属:)		
氏名	医師 近藤 剛	年齢 歳 体重 kg
	看護婦	年齢 歳 体重 kg
	付添人 続柄	年齢 歳 体重 kg
6 運航上の必要事項		
(1) 患者に装備されている医療機器の状況		
①点滴 (規格 × 、重量 500g) ②保育器 (規格 × × 、重量 g)		
③酸素吸入器 (規格 × 、重量 数kg)		
④その他 (名称 × 、規格 × 、重量 g)		
(2) 積載される機器の種類、重量、規格		
①依頼病院	kg	kg kg
②受入れ医療機関	kg	kg kg
現地 離着 陸場	メモ	

* 確認事項 気象・丘珠空港・着陸地 (管制・CAB・空港施設)・救急車 (現地・到着地)・給油				
7 フライト決定	平成 年 月 日 時 分			
	運航機関名		機 種	
8 ヘリコプター等のフライト決定通知 防災航空室から市町村 平成 年 月 日 時 分 【伝達方法 : 電話 (伝達者氏名) ・ F A X 】				
9 ヘリコプター等のフライト情報の伝達				
◎ 総括管理者 (防災消防課)		《TEL 011-231-4111 《FAX 011-231-4314	EX22-711》 EX227 》	
◎ 宗谷支庁 (電話伝達者氏名)		《TEL 0162-33-2510 《FAX 0162-33-2777	》 》	
◎ 道警航空隊 (電話伝達者氏名)		《TEL 011-251-0110 《FAX 011-781-4944	EX3499 》 》	
◎ 札幌消防航空隊 (電話伝達者氏名)		《TEL 011-784-0119 《FAX 011-784-0290	》 》	
◎ 陸上自衛隊総監部運用室運用班 (電話伝達者氏名)		《TEL 011-511-7116 《FAX 011-511-7116	EX2574 》 EX2722 》	
◎ 航空自衛隊第2航空団防衛班 (電話伝達者氏名)		《TEL 0123-23-3101 《FAX 0123-23-3101	EX2231 》 EX2769 》	
◎ 第一管区会場保安本部救難課 (電話伝達者氏名)		《TEL 0134-27-6171 《FAX 0134-27-6187	EX282 》 》	
10 ヘリコプター等の発着時刻				
	救 急 車			
	場 所	時 刻	場 所	時 刻
現 地	(病院等)	(発)	給油	(着) (発)
	(ヘリポート)	(着)	(現地)	(着)
目 的 地	(ヘリポート)	(発)	(現地)	(発)
	(病院等)	(着)	(目的地)	(着)
時刻：上段・予定時刻、下段・実時刻				
メモ				

○ 自衛隊災害派遣要請の依頼について

年 第 号
月 日

北 海 道 知 事 様

利 尻 富 士 町 長 ⑩

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- 2 派遣を必要とする期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容

- 4 派遣部隊が展開できる場所

- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

○ 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

第 年 月 日
年 月 日

北 海 道 知 事 様

利 尻 富 士 町 長 ⑩

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、
次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災害情報			
報告日時	月 日 時 分現在	発受信日時	月 日 時 分現在
発信機関 (振興局・市町村名等)		受信機関 (振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)	
発生場所			
発生日時	月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他		
ライフライン関係の状況	道路 鉄道 電話 水道 (飲料水) 電気 その他		
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名称) (設置日時) 月 日 時 分設置		

(2) 災害救助法の適用 状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人災	
	(救助実施内容)				
応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時
	避難指示				
	避難勧告				
	自主避難				
(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
(5) その他措置の 状況					
(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
	市町村職員	名			
	消防職員	名			
	消防団員	名			
	その他(住民等)	名			
計	名				
その他	(今後の見通し等)				

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

被害状況報告（速報 中間 最終）

		月 日 時現在		
災害発生日時		月 日 時 分	災害の原因	
災害発生場所				
発信	機関（市町村）名			
	職・氏名			
	発信日時	月 日 時 分		
受信	機関（市町村）名			
	職・氏名			
	受信日時	月 日 時 分		
項目		件数等	被害金額(千円)	
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名性別、年齢、原因は、補足資料で報告	
	行方不明	人		
	重傷	人		
	軽傷	人		
計		人	0	
②住家被害	全壊	棟 世帯		
	半壊	棟 世帯		
	一部破損	棟 世帯		
	床上浸水	棟 世帯		
	床下浸水	棟 世帯		
	計		棟 世帯 人	0 0 0
③非住家被害	全壊	公共建物 その他	棟	
	半壊	公共建物 その他	棟	
	計		公共建物 その他	棟 0 0
④農業被害	農地	田	流失・埋没 浸冠水	ha
		畑	流失・埋没 浸冠水	ha
	農作物	田		ha
		畑		ha
	農業用施設	箇所		
	共同利用施設	箇所		
	営農施設	箇所		
	畜産被害	箇所		
その他	箇所			
計			0	
計			0	
項目		件数等	被害金額(千円)	
⑤土木被害	道 工事	河川	箇所	
		海岸	箇所	
		砂防設備	箇所	
		地すべり	箇所	
		急傾斜地	箇所	
		道路	箇所	
	橋梁	箇所		
小計		箇所	0	
市町村工事	河川	箇所		
	道路	箇所		
	橋梁	箇所		
小計		箇所	0	
港 漁	湾	箇所		
	港	箇所		
	下水道	箇所		
	公園	箇所		
崖くずれ	箇所			
計			0	
⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻	
		破損	隻	
		小計		隻
	漁港施設	共同利用施設	箇所	
		その他施設	箇所	
		漁具（網）	件	
水産製品	件			
その他	件			
計			0	
⑦林業被害	道 有林	林地	箇所	
		治山施設	箇所	
		林道	箇所	
		林産物	箇所	
		その他	箇所	
	小計		箇所	0
	一般 民有林	林地	箇所	
		治山施設	箇所	
林産物		箇所		
その他	箇所			
小計		箇所	0	
計			0	

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害				
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所	0
		し尿処理	箇所					0
火 葬 場	箇所							
計		箇所	0				0	
⑨商工被害	商 業	件		⑬その他	鉄 道 不 通	箇所	-	
	工 業	件			鉄 道 施 設	箇所		
	そ の 他	件			被害船舶(漁船除く)	隻		
	計	件	0		空 港	箇所		
⑩公立文教施設被害	小 学 校	箇所			水 道	戸	-	
	中 学 校	箇所			電 話	回線	-	
	高 校	箇所			電 気	戸	-	
	その他文教施設	箇所			ガ ス	戸	-	
	計	箇所	0		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	-	
					計		-	0
公共施設被害市町村数				被 害 総 額		0		
罹 災 世 帯 数		団体		火災発生	建 物	件		
罹 災 災 者 数		世帯			危 険 物	件		
消防職員出動延人数		人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局・振興局)							
	市 町 村 名	名 称				設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名								
補足資料(※別葉で報告)								
<input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱い注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 ほか 								

【マニュアル等】

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
(土砂災害編)

平成26年9月

利尻富士町

目 次

1	避難勧告等の対象とする土砂災害	2
2	避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域	3
3	避難勧告等の発表単位	3
4	避難勧告等を判断する情報	4
5	避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動	5
6	避難勧告等の発令の判断基準	6
7	勧告を求めることのできる機関	7
8	避難勧告等の伝達方法	7
9	避難勧告等の伝達文	8
別添 「土砂災害危険箇所等一覧」		
巻末資料		
I	避難勧告等判断フロー図（土砂災害）	
II	土砂災害の前兆現象について	

1 避難勧告等の対象とする土砂災害

対象	急傾斜地の崩壊 (土砂崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
発生	土溜り	斜面の一部あるいは全面が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 <small>斜面崩壊が誘発された場合、河や湖沼河川等の氾濫・暴落等の現象を併発し、その被害拡大は土砂災害発生域に基づき緊急避難の対象として避難される土砂災害発生区域を指すと、河川河として避難勧告等を行う</small>
	大山噴火に伴う降灰後の土石流	大山噴出物等が降雨等により解凍した山腹斜面や河床から流出する現象 <small>河川河川等の土砂に基いて土砂災害発生区域を定め、避難勧告等を行う</small>
	河川氾濫に伴う土砂災害	溜くずれ、土石流などでくずれたり流れたりした大量の土砂が、川をふさいで水の溢れをせき止める現象 <small>河川河川等の土砂に基いて土砂災害発生区域を定め、避難勧告等を行う</small>
	深層崩壊	土層及びその下の固化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 <small>河川河川に土砂・下流の河川</small>
	山体の崩壊	大山などに代表される急峻な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、異常気象などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 <small>河川河川に土砂・下流の河川</small>

2 避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域

対象区域は別添「土砂災害危険箇所等一覧」のとおり

(1) 土砂災害危険箇所

① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

② 土石流危険区域

渓流の勾配が 1 度以上（火山砂防区域では 2 度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

(2) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

① 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に要するべき区域

② 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の建築行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

(3) その他の場所

上記(1) (2)の危険区域やその他避難の必要がある場所

3 避難勧告等の発表単位

発表単位は、北海道土砂災害警戒情報システムで使用するメッシュ区分（5km×5km）内の「2 避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域」を基本とし、避難行動における実効体制が構築されるよう自治会や自主防災組織等の社会的状況等を考慮し定めるものとする。

ただし、自然現象のため予測の事象等も想定されることから、事象の進行・状況に応じた、避難勧告等の発表区域を適切に判断する。

4 避難勧告等を判断する情報

○北海道土砂災害警戒システム (<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

- ① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。
- ② 危険度情報 土砂災害の危険度を3kmメッシュで表示（3時間先までの予測を表示可能）。土砂災害危険箇所、危険度判定区（スロープ角線）、自由状況評価区を一画面にまとめて表示。

【危険度の表示】更新間隔 30分

- 赤 一 警戒で土砂災害警戒情報基準超過
- 橙 一 警戒で大雨警戒（土砂災害）基準超過
- 黄 一 警戒で大雨注意情報基準超過

- ③ 自由情報 自由の状況を1kmメッシュで表示。
- ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁） (<http://www.jma.go.jp/jp/doshanesh/>)

3時間先までの土砂災害の危険度を3kmメッシュで表示したものを。

【危険度の表示】更新間隔 10分

- 濃紫 一 警戒で土砂災害警戒情報基準超過
- 薄紫 一 予想で土砂災害警戒情報基準超過
- 橙 一 警戒又は予想で大雨警戒（土砂災害）基準超過
- 黄 一 警戒又は予想で大雨注意情報基準超過

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起るおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、気象庁の本文に、「土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。	北海道防災情報システム http://www.hokkaido-hokkaido.jp/ 気象庁HP http://www.jma.go.jp/jma/ 防災情報提供システム
大雨警戒（土砂災害）	気象庁	大雨により、重大な災害が起るおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に於て、「大雨警戒（土砂災害）」、「大雨警戒（浸水害）」、「大雨警戒（土砂災害、浸水害）」という形で発表される。	http://www.jma.go.jp/ （13776番）
土砂災害警戒情報	気象庁と道の共同発表	大雨警戒（土砂災害）等が発表されている状態で、土砂災害発生危険度が更に高まったときに発表される。	北海道土砂災害警戒システム 北海道防災情報システム 気象庁HP 防災情報提供システム
大雨特別警戒（土砂災害）	気象庁	大雨により、重大な災害が起るおそれが高しく大まに場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に於て、「大雨特別警戒（土砂災害）」、「大雨特別警戒（浸水害）」、「大雨特別警戒（土砂災害、浸水害）」という形で発表される。	北海道防災情報システム 気象庁HP 防災情報提供システム
記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警戒（浸水害）等が発表されている状態で、無事に一度しか起らぬような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	

5 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ (災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに立ち退き避難する。 <p>ただし、立ち退き避難によりかえって危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での安全確保をする。</p>

6 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に踏査し、避難勧告等を発令するものとする。

(避難勧告等の発令判断基準)

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に該当する)	対 象 区 域 (土砂災害危険箇所内の対象者を基準とする。)
大雨警報情報	1 大雨警報（土砂災害）が発表された場合	北海道土砂災害警戒システムの判定メッセージ情報（以下「メッセージ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（防災区域）
避難勧告	1 土砂災害警戒情報が発表された場合	メッセージ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）
	2 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、斜面の水量の増加等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）
避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表先で確認、例・〇〇町北加村近）及びその周辺の地域のうち、メッセージ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）
	2 土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）

・重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、特別関係機関等との間で相互に情報交換する。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、警戒域はどのあたりまで接近しているか、記録で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

・土砂災害の前兆現象等、目視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた拍い雨の領域、避難行動の調査度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、総合的に判断を行う。

7 助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
管内地方気象台 【電話番号0162-22-2676】	<ul style="list-style-type: none"> 気象、地震、水害に関すること。
管内開発建設部 技術管理課 【電話番号0162-33-3031】	<ul style="list-style-type: none"> 直轄道路施設に関すること。 土砂災害の発生現象に係る技術的な所見に関すること。 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
宗谷（総合）振興局 管内建設管理部事業計画課 【電話番号0162-33-3732】	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関すること。 土砂災害の発生現象に係る技術的な所見に関すること。 北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。
宗谷（総合）振興局 地域政策部地域政策課 【電話番号0162-33-3526】	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報及び被害情報に関すること。 避難対策に関すること。

8 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
総務課	北海道防災情報システムへの入力 （加齢情報システムは総務課でマニュアルメールで発信）	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急連絡メール	町内に所在する携帯電話保持者
総務課	伊達知政道 防災行政無線（町単独）	住民	
総務課	ホームページ	PCユーザー等	
総務課	広報車	住民等（巡回ルート）	
消防	消防車	住民等（巡回ルート）	
市民富士支署	電話又は電子メール	消防団	
福祉課	電話又はFAX	要配慮者・要配慮施設	
福祉課	電話又はFAX	自治会、自主防犯組織、避難支援関係者	
総務課	電話	宗谷（総合）振興局 管内開発建設部 管内地方気象台 管内警察等	

9 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、利尻富士町（災害対策本部）です。
- 〇時〇分に利尻富士町に大雨警報（土砂災害）が発令されました。土砂災害の危険性が高くなる
ことが予想されるため、〇時〇分に〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難準備
情報を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う
場合は、速やかに避難してください。
- 高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などは、あらかじめ定めた避難所へ避難し
てください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

(2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、利尻富士町（災害対策本部）です。
- 〇時〇分に利尻富士町に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっ
ているため、〇時〇分に〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難勧告を発令しま
した。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに予め定めた避難所へ避難してくださ
い。
- 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑固な建築物へ避難し
てください。
- 道路〇〇地区から〇〇地区間は〇時〇分より雨量規制のため通行止めとなりますのでご注意ください。

(3) 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、利尻富士町（災害対策本部）です。
- △△地区で土砂災害の発生（主とは、崩壊現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて
高まっているため、〇時〇分に〇〇地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- まだ避難していない方は、最寄りの頑固な建築物へ直ちに避難してください。特に危険な場合は、
屋内の屋根の高いところに避難してください。

（留意事項）

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所内の通過は避けること。土石流に関しては既述に直角
方向にできるだけ遠くから離れること。既述を踏って対岸に避難することは避ける。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周辺の建物より比較的高い建物
（鉄筋コンクリート等の堅固な建築物）の3階以上（斜面と反対側の屋根）に避難することを心がける。

○土砂災害危険箇所等一覧

【急傾斜地崩壊危険箇所】

図番 号	箇所番号	箇所名(延長:m)	警戒 区域	特別警 戒区域	人家等 の有無
急027	I-5-70-2405	利尻富士町本泊 駒田宅～佐藤宅 (300)			有
急028	I-5-71-2406	利尻富士町港町1 岸本宅～相馬宅 (415)			有
急029	I-5-72-2407	利尻富士町港町2 工藤宅～中田屋事務所 (310)			有
急030	I-5-73-2408	利尻富士町港町3 加路宅～雄雄施設 (610)			有
急040	I-5-135-2401	利尻富士町港町4 谷村宅 (-)			有
急031	I-5-74-2409	利尻富士町湾内1 旅館敷地 (-30)			有
急032	I-5-75-2410	利尻富士町湾内2 旅館敷地 (-50)			有
急033	I-5-76-2411	利尻富士町湾内3 佐々木宅～佐藤宅 (-80)			有
急034	I-5-77-2412	利尻富士町湾内4 河越宅～安田宅 (240)			有
急035	I-5-78-2413	利尻富士町湾内5 山本宅～清水宅 (-90)			有
急036	I-5-79-2414	利尻富士町湾内6 崎崎宅 (-40)			有
急037	I-5-80-2415	利尻富士町湾内7 松木宅 (-40)			有
急040	II-5-39-1764	利尻富士町湾内8 松木宅～川崎宅 (-20)			有
急041	II-5-40-1765	利尻富士町湾内9 山本宅～森下宅 (-80)			有
急042	II-5-41-1766	利尻富士町湾内10 安達宅 (-30)			有
急043	II-5-42-1767	利尻富士町湾内11 崎崎宅～安達宅 (-80)			有
急044	II-5-43-1768	利尻富士町湾内12 安達宅～安達宅 (150)			有
急045	II-5-44-1769	利尻富士町湾内13 松木宅～藤巻宅 (-50)			有
急046	II-5-45-1770	利尻富士町湾内14 住田宅 (-25)			有
急038	I-5-81-2416	利尻富士町越志内1 中野宅～三上宅 (160)			有
急039	I-5-82-2417	利尻富士町越志内2 小嶋宅～高橋宅 (400)			有
急047	II-5-46-1771	利尻富士町越志内3 佐藤宅 (115)			有
		22箇所			

【土石災害履歴表】

図番号	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	人家等の有無
土 017	II-03-0040	トビウシナイ川			無
土 01E	I-03-0030	オビヤタンナイ沢川			有
土 014	I-03-0010	水落沢川			有
土 015	I-03-0020	沼の沢川	○		有
土 037	I-03-0370	三ノ沢川			有
土 03E	I-03-0360	リヤウシナイ川			有
土 029	I-03-0290	蟹島左の沢川			有
土 035	I-03-0350	モトリヤウシナイ川			有
土 034	II-03-0340	この沢川			有
土 033	II-03-0330	オモベツ川			有
土 032	II-03-0320	芙蓉沢川			有
土 031	I-03-0310	ドットマリ川			有
土 030	II-03-0300	東ノドットマリ川			有
土 028	I-03-0280	蟹島沢川			有
土 026	I-03-0260	鎌泊無名川			有
土 027	I-03-0270	オチウシナイ川			有
土 025	I-03-0250	朝日川			有
土 024	I-03-0240	アフトロマナイ川			有
土 023	II-03-0230	オサツルナイ川			有
土 021	I-03-0210	堤沢川			有
土 022	I-03-0220	雲松沢川			有
土 020	I-03-0200	尾の沢川			有
土 019	I-03-0190	鼠沢川			有
土 018	I-03-0180	二股沢川			有
		合計24箇所			

